

## うめ産地安定化特別対策事業実施基準

うめ産地安定化特別対策事業補助金交付要綱(令和6年12月19日施行。以下「要綱」という。)に基づき実施する事業について、適正な実施を図るため、採択基準等を次のとおり定める。

### 1 交付決定基準及び採択基準

- (1) 要綱第2の表に掲げる農業者は販売農家並びに事業実施年度中に就農する認定新規就農者及び認定農業者とする。  
また、上記の販売農家とは、経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農業者とする。
- (2) 要綱第3の表に掲げる事業区分のうち、農業参入の事業実施主体は、令和6年度中(令和6年4月1日から令和7年3月31日の間をいう。)に和歌山県内の農地(令和7年産のうめの収穫が可能な農地に限る。)の賃借権又は使用貸借権(農地法(昭和27年法律第229号)第3条に規定する許可を受けて設定する権利、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)付則第5条に規定する農用地利用集積計画の公告に基づき設定する権利、又は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条に規定する認可を受けて設定する権利をいう。)を新たに取得し、うめ栽培を新規に開始又は規模拡大を行う梅干加工事業者等であって、開始後又は規模拡大後のうめの経営耕地面積が5a以上であることとする。
- (3) 事業は令和7年3月31日までに完了するものとする。
- (4) 事業計画において、導入する機械及び資材の規模や性能については、その事業内容から見て、適切なものであること。また、機械及び資材の単純更新は補助対象外とする。

### 2 事業実施にあたっての留意事項

- (1) 補助事業は新品を導入する場合にのみ対象とする。
- (2) 補助対象事業費の支払いについては、原則として金融機関を介した取引により行うこととする。
- (3) 事業の着手にあたっては、見積もり合わせを行うなどにより、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

### 3 補助事業の内容及び補助対象経費

事業区分	取組内容	補助対象経費
農業参入	うめ栽培の省力化に資する機器の導入	以下の機器の導入に要する経費 (1) 堆肥散布機(自走もしくは手押しにより走行し、堆肥の散布を自動で行う機種に限る。) (2) リモコン式草刈機 (3) 電動高枝せん定バサミ (4) 農業用アシストスーツ ※受益者が初めて導入する場合とし、機器ごとに1台に限る。 ※(2)～(4)は、農林水産省「スマート農業技術カタログ」掲載の機器に限る。

原料備蓄	梅干原料の備蓄	うめ漬け込み用タンクの導入に要する経費 ※うめの一次加工（塩漬け）を目的としたものに限る。
------	---------	--